

大津弘報

昭和三十七年
毎月一回発行（第三五八号）

日刷所人...
編集人 大津町中央公民館
植集人 吉良
村 印
刷 武夫
所 夫

大津弘報

三月号 主要記事

町民へのサーブス……

事務改善に乗り出す

三月は滞納一掃の月

春の火災予防運動始る

自衛官に応募しましょう

職員異動

昨年中のあなたの所得税は？

国民年金保険料について

小児マヒ予防生ワクチン投与

近づく大津町初市

坂口須賀子さんの篤志

斎藤融さんの篤志

昭和三十七年度からかわる所得割

海外財産請求の件

早稲本英男さんの篤志

養老院だより

村山勝彦さんの篤志

老人クラブの結成をおすすめします

活潑な前進をつづける婦人学級

大津町果樹組合の誕生

導入家畜の成績はまず順調

御願所橋は修理中

三月一ぱい交通止め

中村要さんの篤志

合志村との交換青年学級

サイロ新設を急いで下さい

乳牛、豚の品評会

緑の羽根募金に御協力下さい

町民へのサービス

事務改善に乗り出す

新しい地方自治制度の下に歴史的な町村合併が実現し、新町の建設計画の事業も昭和三十七年度を以て完了することになりましたが、其の間役場事務は、国民健康保険、国民年金等の新しい制度が生れ更に保育園、養老院等の施設が設けられ年々増加の一途をたどっています。役場は住民のサービス機関として存立し、職員は住民全体の奉仕者であつて、この年々増加する事務量のため何処かの事務が遅滞するような事があつては本来の目的を達成する事が出来なくなります。

町の行政事務は多くの行政の場や長い間の経験と慣習によつて行われて居り現実の姿は幾多の不合理が発見され「お役所仕事」といわれる事務処理は速かに改善する必要があると存じます。

そのため役場の組織経営に対する考へ方を根本的に改め、卒直に反省して真に住民の立場にたつて検討する必要があることを認め、昨年夏から事務改善について研究を続けて参りましたが、会計事務については本年四月一日から、その他については準備を進め夏頃から概ね次の要領で改善を行う予定ですから町民の方々の御協力をお願い致します。

一、会計事務（四月一日から実施）

現在の会計事務は歳入歳出ともに転記をしたり集計をしたりする事務が複雑で帳簿が多過ぎるので、これを伝票会計制度に改め転記又は集計事務を少くする。

支払事務については、毎週火曜日を支払い日と定めその他の日は特殊の場合を除いて支払いを行わない事とする。

一般会計、特別会計の財政及び会計の事柄を出来る限り統合して事務の能率化を図る。

二、窓口事務

イ、住民登録、配給、国民健康保険、国民年金等の台帳を統合して住民に直結した必要な事務を、記載した一覧式カードを作成する。

ロ、このカードは、世帯毎に記号又は番号を附し地域毎に区分保管し必要な場合速かに発見することが出来るようにすると共に家族構成その他の事項が一目で判明するように整備する。

ハ、このカードの記号又は番号は、住民に直結する各種の書類に統一して使用する。

ニ、現在各課でそれぞれ処理していた窓口事務を統合し、役場事務に関する申請書が窓口に出された場合窓口で処理されるものは速かに処理し、各課に連絡する必要があるものは職員が連絡を取り流れ作業的に総べては処理する。

従つて住民の方は、次々と各係を尋ね回る必要がなくなり窓口一ヶ所で用件を済まされることが出来る。

三、住民相談室の設置

苦情相談、陳情又は調査依頼、その他用務のため来庁された方は住民相談室を訪ねていただければ係がそれぞれ関係者を呼び、心安く相談に応じ住民に親しまれる役場とするため住民相談室を設ける。

四、文書事務の集中管理

文書の浄写、印刷発送等の事務を集中し迅速なる事務処理と能率の向上を図り、更に文書の保管・管理の確にする。

その他税務行政についても合理化を図る方針であります以上により事務改善を行った結果剩剰人員を生じた場合は住民に対するサービスの向上に振向け行政事務の近代の合理化を図る。

三月は滞納一掃の月

町税の納付については年度の始め終りを問わず全町を挙げて協力をお願いして参りましたが御蔭様で年々納税成績に上昇のあとが伺われますことはひとえに納税者の皆さんの何時に変わぬ御尽力の賜物であると深く感謝に絶えません。意々本年度も年度末を迎え町財政の確保上先

ず第一に数えられます旭の税収については今一步の増収が必要でありますので更に皆様の御支援を仰ぐべく三月一日より向う一ヶ月を滞納一掃月間と定め完納を目標に

一大税収確保運動を展開して当町発展の為に努力致し度いと存じますので、是非期間中に完納されて、強制処分等の煩わしさを免れる事のない様に御尽力下さる事を切々をお願い致します。

滞納整理班

- 1班 宮崎、佐賀、西内
2班 上田、大塚、山田

春の火災予防運動始る

二月二十八日から三月十三日まで

例年三、四月は温度が低く風が強くなるほど気象的悪条件下で火災の起りやすく大火災となる季節となりますしかしながらこの気象状況も単に火災を誘発する媒体にあるに過ぎずその根本はやはり一般町民の不注意、警火心の不十分に原因するものであり火災予防に対する認識を深めるため本年も全国一斉に春の火災予防運動を展開して防火思想の普及を図り町民の生命身体、財産を火災

から護るため火災の絶滅に同一層の御協力を願います。特に大津町では本年に入つて既に二件の火災と一件のボヤが発生しており昨年一年中の発生件数と同数であり今後の発生を予想すると是が非でも予防により発生防止に努力する必要があります。尚運動期間中消防団により普及宣伝や火元査察等を行いますので各家庭の御協力を重ねてお願い致します。

自衛官に応募しましょう

三十七年度第一次募集

只今防衛庁では昭和三十七年度第一次の二等陸海空士を募集しております。

応募資格は満十八才未満の男子であれば学歴を問わずどなたでも結構です。試験は簡単な筆記と身体検査があり大津保健所で一日で済みます。優遇され身分保障もしてくれる安定性のある自衛隊にふつて志願致しませう。尚志願票及び志願案内は役場総務課にお申出下さい。

職員異動

発令年月日	発令事項	氏名
昭和37年2月20日	戸籍課 勤務	杉水 昌昭
同	農業委員会勤務	西本 順次
同	土木課 勤務	合志 道男

◎昨年中のあなたの所得税は.....

判りましたか

いよいよ所得税の確定申告と第三期分納税の時期になりました。期限は三月十五日まででありますので、何れ署員が申告指導ならびに納税相談に向うこととなりますがその時は混雑しないように、また、皆さまを余り待たせないよう割を決めて役場から通知されますので万障差くり必ず定められた日時、場所にお出で下さるようお願いいたします。

●損失申告は三月十五日までに

三十六年の純損失や、三十六年で引ききれない繰越損失を三十七年以降に繰り越して控除を受けようとする場合には損失申告書を三月十五日までに提出しなければなりません。

なお、損失申告書を提出できるのは、次の一、または該当する場合であります。

- 一、三十六年において純損失のある場合
- 二、三十六年の各種の所得の合計額が「9万円+配偶者控除額+半増減率」より少く、かつ、三十六年中に雑損失があり、雑損控除額が、三十六年中の各種の所得の合計額をこえる場合

国民年金保険料について

(一) 昭和三十六年度国民年金保険料は愈々最後の納入日です。一月の第三期検認並びに二月の追加検認の結果今尚滞納されている人が相見受れますが、この三月の納入期を過ぎますと、納付方法も面倒になって参ります。つまり印紙で納入出来なくなり、又は分割払が出来ません。任意加入の滞納者は資格取消等の事態も生じます。それと最終的には滞納整理の対象になるのです。その方法は県の段階で厳格実施されますが滞納額金について納入告知書が発行され、現金にて納入せねばならない事になります。この納入告知書にても納入されないと言明状の発行となりこれでも納入がない時は最終的に国税或は地方税法に準じて滞納処分

●税金が多くなつて納付困難な方へ

確定申告による三六年度の税額が予定納税基準額、または、申告納税見額をこえたことにより納付困難になった場合は徴収額が受けられることがあります。徴収額を受ければ、利子税がやすくなり、また、延滞加算税も要らなくて大変有利になります。(詳しいことは税務署にお問合せ下さい。)

●青色申告をされる方へ

個人の青色申告の承認申請は三月十五日まででありすでにお忘れないうちに申請書をお出し下さい。なお、記帳は一月一日より開始するようになっておりますので間違いないように願います。

●菊池税務署の加入電話が変更しました

二月十日から構内電話交換機が撤去されましたので代表番号でかけられても他の課には切替えができなくなりましたので御注意下さい。

なお、各課の電話番号は次のとおりです。

- 署長室 二、二三三五番
- 総務課 二、二二二番
- 直税課 二、二二三番
- 間税課 二、二二三番

事應も生じますが、斯の機なことにならぬように是非御納入の程お奨め致します。即ち三月は年度末の滞納一掃月間としてご協力下さい。

(二) 戦地加算による恩給受給見込の方について

現在被保険者の資格を取得され乍ら、恩給が貰へると言ふ事で未納の方が相当ありますが、恩給裁定がある迄は全く迄も強制適用であり、納入せねばならない事になります。従つて順調に月々保険料を納入しておきますと、恩給裁定が完了後、国民年金をやめられた場合、一年以上の納入分は通算制によつて通算され何等掛け捨ての心配ありません。又恩給裁定があつてもやめる事なく、任意加入で継続されますと、恩給

近づく大津町初市 悪徳商人に注意して下さい

3月15、16日は恒例の大津町初市で例年各地から集まってくる物売りや、催し物等で賑わっておりますが、中には、よい稼ぎ場だとばかりに悪徳商人が目をつけています。一昨年の初市には、バンドや腹巻き売りの香具師（やくざがかつた商人）が50円と云つて、立ち売りしながら、いざ買う段になつたお客にいんねんをつけて法外な高い値で売りつけていたのを警察で取調べた例もあり、また昨年の初市にもこれらの香具師が来ていたのです。幸い昨年は皆さんが充分注意されて、いかがわしい商人には寄りつかねなかつたために一人の被害もなく無事に済みましたが、大津町初市に続いて催された高森の初市では、5、6が被害にかかつています。

今年も悪徳商人が、はいりこんで来ることが予想されますので、いかがわしい商人には寄りつかないで被害にかかれらないように注意して下さい。

坂口須賀子 さんの篤志

一金貳百円也

右は大津農業高校二年生坂口須賀子さん（大津町岩坂）が拾得金を保管期間満了のため大津警察署から交付されたので町社会福祉事業費に寄贈されました。

昭和三十七年二月十四日

大津町社会福祉協議会

齊藤融殿の篤志

一金壹万円也

右は故齊藤又五郎殿の香典返しとして御令息齊藤融殿より町社会福祉事業費に寄贈されました。

昭和三十七年二月十五日

大津町社会福祉協議会

『小児マヒ予防 生ワクチン投与』

三月下旬左記の通り生ワクチン投与があります。
◎投与該当者

生後三ヶ月（昭和卅六年十一月卅日生）以上十三才未満の者
但し昨年生ワクチンの投与を受け尚かつ本年三月一日迄にソリクワチンの予防注射を三回完了した者は除外します。

実施月日	時刻	実施場所	該当区域
三月二十三日	十三時より	護国小学校	護国小学校区
三月二十六日	十六時	矢護川小学校	矢護川小学校区
三月二十七日	同	平川小学校	平川小学校区
三月二十八日	同	瀬田小学校	瀬田小学校区
三月二十九日	同	陣内小学校	陣内小学校区
三月三十日	同	大津小学校	大津小学校区

記

は恩給で受給出来、国民年金の方も掛け金年数に充てて六十五才より年金が受給出来ると言ふ、石二鳥となりますから御心配なく三月迄に是非御納入下さい。
(四) 不在者の手帳回収について
国民年金被保険者の資格取得届提出後転出された方に手帳が交付されており住所変更届等の所定の手続が完了のため台帳に登録された儘で滞納の形になっております。この様な不在者の手帳を持つておられる世帯の人は至急年金係へお届下さい。

※保険料全期間前納者

この人は下町の原野かきさんで九年二ヶ月の全期間前

筆者です。原野さんは十ヶ月分を前納納入されて、一、五〇〇円、前納額が一三、〇七円、合計一四、五七〇円で十年分を完納された訳です。割引額は三、四三〇円となります。

これで全期間前納者は十三名となりました。

※所得税申告に係る国民年金保険料の 控除

このことについては其の年度間、所謂一月より十二月迄（三十六年度分は四月より十二月迄）に納入された国民年金保険料は社会保険として控除される事になっておりますからお知らせ致します。

昭和37年度からかわる所得割

あらに 申告書提出義務

・ 怠ると諸控除うけられぬ ・

一、課税方式の改正
所得割の課税方式は昭和三十六年度までは次のようでした。

①所得税を課税標準とするもの（第一課税方式）

②総所得金額から所得税と同様に各種控除額を控除した金額を課税標準とするもの（第二課税方式）

③総所得金額から所得税の規定による基礎控除した金額を課税標準として課するもの（第三課税方式但書）

④総所得金額から所得税の規定による各種の控除および所得税額を控除した金額を課税標準とするもの（第三課税本分方式）

⑤総所得金額から所得税法に規定による基礎控除および所得税額を控除した金額を課税標準とするもの（第三課税方式但書）

以上の五つの方式が認められ、市町村は、それぞれの財政事情に応じて五つの課税方式のうち、いずれかを採用され、さらに県民税については市町村民税の課税方式に従って課税されていたが、この五つの課税方式のうち①②③については所得税が改正されれば、そのまま住民税に影響を及ぼすことになり、もともと道府県や市町村の重要な地位を占める自主財源としての住民税について自主性に乏しいということ、および同一の所得でありながら課税方式が異なるとして、税負担が相当に異なることは適当でないとの見地から先般の改正によって第一課税方式および第三課税方式を廃止され第一課税方式に若干の改正が加えられた方式となりました。しかし第二課税方式は従来通り「本文課税方式」と「ただし書方式」と二通りです。市町村民税だけはどちらを採用してもよいことになっています。本町はただし書方

式を採用することになっていました。県民税は本文方式となつていますが賦課徴収は従来どおり町で一つの住民税として行なうことになっていました。尚課税の基礎は所得税と同様です。

期限は3月20日 納付は従来どおり

（六月、八月、十一月、翌年一月）

「申告書の提出義務」

昭和三十七年度より営業所得、農業所得を有する者には法律で所得や各種控除に関する事項を毎年三月二十日までに町長に申告しなければなりません。

但し次にあげるものは申告書の提出の必要はありません。

（1）前年中の所得が給与所得のみであり、他に給与以外の所得がなかったもの。

（2）前年中に所得がなかった者など、所得割の納税義務者がいないと認められる者のうち町条例で定められるもの。

海外財産請求の件

サンフランシスコ条約締結後十年になりますので其間我々の海外財産の請求権が失効になるかもしれませんがその中で全国引揚者連合会にて請求をされます海外財産のある方は至急手続をして下さい。用紙其の他詳細は旧各町村引揚者代表者（安部長）より用紙受領並に説明をお聞き下さい。

各支部長名

旧大津町 一円	上大津	荒木源二
平真城地区	役場厚生課	
霞川地区	杉川	仁田口牛雄
陣内地区	森	藤本虎彦
錦野地区	錦野	今村惟明
瀬田地区	大林	大塚新吾

早稲本英男殿の篤志

一金 参丹也。

右は御令息早稲本浩殿の香典返しとして御尊父早稲本英男殿より町社会福祉事業に寄贈されました。

昭和三十七年二月十九日

大津町社会福祉協議会



養老院だより

元日そうそうから内田ツル
ニを失ない続いて村上龜太
郎を亡くし特に彌託医とし

て老人の慈文の如き村山先生の御逝去に達し憂鬱となふ
み出して月の半ばには二十名も風邪に冒され外出を禁止
し、やむを得ず御恩顧もお断りしてひたすら治療に精進
した結果春の日のなごむと同時にすつかり心気一転して
健康を回復し一時は定員を割るのじやないかと警戒して
いたが当院への希望者も今現在五十二名(男二十五、
女二十七名)となり一月末から二月にいたり慰問して戴
く団体も増加し町内のみなならず他町村からも続々婦人団
体のあだかも年中行事のように来訪を受けとしより達も
喜びと感謝の日を送っております。

一、納骨堂の設立について

老人達の切なる願いであり魂の安住する納骨堂の設立
が急々実現する公算が強くなりつゝある時彌託医とし
てとしよりに親しまれ敬われていた村山先生が突然の
御他界に一同ガク然として哀愁にひたり涙のかわかぬ
間に早や七、七忌となり村山家から故人の遺志を偲び
養老院の納骨堂の資金の一部にと金沓万円也の指定寄
付を戴き一同感涙にむさび意々待望の納骨堂設立に明
るい希望がきざして来。

二、としよりに関すること

- 一、二五 黄木松次郎(菊陽村堀川) 養老院へ
- 二、九 浄正寺大山先生法話
- 二、一 益田信一(津町駅通り) 養老院へ
- 二、六 亡伊藤マチ(大津町日吉町) 一週忌供養後
大山先生法話
- 二、七 扶助料及び日用品支給

(食事について週二回粥をそして週二回(火、木)

村山勝彦殿の篤志

一金 貳万円也
右は御祖父故村山武彦殿の香典返しとして御令息村
山勝彦殿より町社会福祉事業に寄贈されました。

昭和二十七年二月二十一日

大津町社会福祉協議会

パンと牛乳を給付す)

三、視察のため来院した人びと

一、二九 熊本慈愛園友田主事外一名

二、一 県庁、浅香社会課長、山下庶務係長、高村
主事

〃、一五 宮崎県三財民生委員一行十三名

〃、一六 岡本郡北村岩野婦人会長大田黒和子さん
外四名

四、一 菊池福祉事務所板井所長、山下課長

四、慰問された方がた

一、二五 菊陽村白菊保育園長上村次子さん以下父兄
園児等七十三名 園児の遊戯、見舞金、菓
子等

二、六 家人福物講習所講師家人恵子さん以下二十
名 アフガン編針カパー毛糸足袋等

〃、九 菊陽連合婦人会長長久知東洋子さん以下五十
名 見舞金、舞踊花柳茶次郎さん外一

〃、九 上天津婦人会代表小田キミさん外二十名

〃、二二 麻紙、菓子、石鹸

〃、二二 矢野和子さん(大津町岩坂) 樹木

〃、一五 西本順次さん(大津町大森) 桐苗木

〃、〃 後通婦人会長上村さん以下二十名 梅干、
茶、味噌漬、大根漬等及演舞

〃、一六 西合志婦人会長佐藤隆子さん以下四十名

〃、一七 毛糸編物、片かけ、袖なし等

〃、一七 岩坂婦人会長長江藤幸子さん以下十六名

〃、二〇 草学、卵、雑巾、雑誌

〃、二〇 上町婦人会長長木村ウメさん以下四十五名

卵、茶、ソバ粉、梅干、萬十等及漬菜

〃、二〇 上町婦人会長長木村ウメさん以下四十五名

村山勝彦殿の篤志

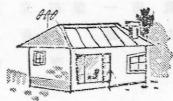
一金 沓万円也
右は生前養老院病弱に際してあつた村山武彦殿のご遺志
として御令息村山勝彦殿より養老院納骨堂の建設資
金として寄贈せられました。

昭和三十三年二月二十一日

大津町長

老人クラブの結成を

おすゝめします



一、老人クラブとは？

人間がだん／＼年をとつて来ると一つの怖ろしい現象が必ずつきまといつてくる。それは、独りぼつちになる、淋しくなる、友達がなくなる、話し相手がなくなる事だと言われている。この独りぼつちという状態は、老人の精神や心のはたらきにいろいろの障害をおこし、老人の性格をやがめ、時には身体面にも、さまざまな支障をおこし、人生観を暗くし、結局老人をみじめなものにするのであると考えられます。そこで、とかく、このような状態にともすればなり勝ちな老人達が、定期的に集まり、互に顔を合わせ、古い友達と話し合い、更に新しい友達を見出し、豊かな体験をあたらしつつくり、老人が家庭生活の中で避けることのできない、孤独をうまく解消させ、明るい積極的な意味を、老後のくらしの中に発見することに老人クラブのネライがあると思うのです。

それでは老人クラブはどういうことを考へて行つたらいいか、ということですが

- 1、年とつてからのくらしはどうするか。(老後の生活設計)
- 2、老人は地域社会から離れてはいけない。(社会的意義な存在)
- 3、老人は家庭にあつても自立的であられ。(老人としての役割をもつ)

4、老衰そのものについて関心をもて。(老人の栄養医学の問題)

5、老人も人々に奉仕出来る事について自覚すること。

6、老人にふさわしい勉強をし、老後のくらしに意義を与えろ。

等々のことを重点的に考へて、老人自らが、自主的に、老人の創意と工夫、友愛と奉仕によつて老後の生活の向上をはかり、やゝもすれば低下するという、老人の社会的関心とか、社会的意識を向上させようと努めるべきであります。

二、わが町の老人クラブの状況

このような目的、意識の下に、わが町に於ては次々と老人クラブが誕生していることは、廣びに堪へません。各部会、町内の区長、町内会長、婦人会、青年団の幹部の方々、民生委員等が、老人クラブ結成のお手伝いをしての会が益々有意義に發展するように援助していただくようお願いを致しますが、この会はいくまでも老人自身分達の集まりであり主役は老人自身であることに、従来の敬老会とは自ら達つた意義なり性格をもつたものであることにも留意いただき度いのです。

今日までわが町に於きます老人クラブ結成の状況は次のとおりになつて居ります。

(地区)		(会名)		(会長名)		(会員数)		(設立年月日)	
1、	鳥子川	千鳥会	中島	とも	九	三五、一〇、一〇			
2、	大津町室	長寿会	石原	静雄	九三	三五、一〇、二〇			
3、	杉水	千歳会	紫藤	三平	五〇	三五、一二、一八			
4、	平川	長生会	田畑	鷹来	八六	三五、一二、一九			
5、	引水	みどり会	手嶋	精一	三七	三五、一二、二五			

6、錦野	長命会	阿部末喜	三〇	三六	四、四
7、真木	紅葉会	河内正	四三	三六	四、八
8、下町		大塚栄次郎	二三	三六	五、一五
9、大林	老友会	大塚新五郎	二七	三六	九、一五
10、大津町大津	長生会	水俣亀喜	八三	三六	一〇、一三
11、矢護川	親和会	永田亀喜	四四	三七	一、二六
12、小林		吉村辰造	二五	三七	一、二三
13、外牧		伊藤倉喜	四〇	三七	一、二七
14、中島		荒木小太郎	二四	三六	一、一六
計	一四地区	会員数	六三〇名		

未結成地区に於ても老人福祉の為に、有志の方々の援助により、老人の意見をまとめて、老人クラブの開設をはかられるようお願い致します。

(大津町社会福祉協議会)

活潑な前進をつづける婦人学級

めまぐるしい世相の変遷に伴い、婦人の勉強も強く要望されている際、大津町内の婦人学級もそれ／＼に農閑期を利用して活発な動きをみせていますが最近一ヶ月間に於ける各部落に於ける婦人学級の学習ぶりの主なるものを拾つてみますと次のようなものです。

- 一月二十二日 猿渡婦人学級(午後一時より)
- 杉水婦人学級(夜八時)
- 一月二十三日 小林婦人学級(午後一時)
- 矢護川婦人学級(夜八時)
- 一月二十四日 御所原婦人学級(午前)
- 宮本婦人学級(午後)
- 一月二十五日 連合婦人会綜合部長会
- 一月三十日 真木婦人学級(朝より)
- 二月十三日 大津地区婦人会教養部会(午後一時)
- 二月十五日 猿渡婦人学級(夜)
- 二月十九日 婦人学級説明会(室町)
- 二月二十日 新村婦人学級(夜)
- 二月二十一日 上中婦人学級(午後一時)
- 二月二十二日 菊池 鹿本、玉名三郎婦人学級生大会

- 出席 席
- 二月二十三日 新生活運動表績発表大会(県主催)出席
 - 二月二十四日 高尾野婦人学級(夜)
 - 二月二十五日 引水婦人学級(夜)
 - 二月二十八日 上大津婦人学級(夜)
 - 三月一日 猿渡婦人学級(午後)
 - 猿渡婦人学級(夜)
 - 三月二日 灰塚婦人学級(夜)
 - 三月四日 瀬田婦人学級
 - 猿渡婦人学級

大津町内の小学校、中学校、幼稚園の入学式は左の通り決定いたしました

小学校	四月十日
中学校	十一月十一日
幼稚園	十二月十二日

大津町果樹組合の誕生

昨年来より懸念になつていました大津町果樹組合が去る一月二十九日の協議会に依り、組合規約の審議、役員が決定されました。

大津果樹組合規約

第一条 この組合は組合員が協同して果樹の生産を奨励し農家経済を改善し、社会的地位を高めることを以つて目的とする。

第二条 この組合は大津果樹組合と称し、事務所を大津町役場内に置く。

第三条 この組合の地区は大津町一円とする。

第四条 この組合は組合員のため次の事業を行ふ。

- 1、生産及出荷に必要な物資の供給
 - 2、組合員の事業に必要な物資の供給
 - 3、栽培技術及び同経営改善のため教育調査研究に関する指導事業
 - 4、前各号に附帯する事業
- 第五条 この組合の組合員は地区内に居住し果樹を栽培し又は之に熱意を有するものをもつて組織する。

第六条 組合員は組合が第四条の事業を行うにあたり、必要ある場合は賦課金又は出資を納付又は出資しなければならない。

前項の賦課金又は出資の額は別に定める役員会において定め支部毎に組合員の承認を得るものとする。

第七条 この組合の組織は地域内農業協同組合を單位に支部を講成し左の役員を置く。但し農業協同組合未加入の組合員については別に支部の單位を講成するものとする。

組合長 一名
副組合長 一名
支部長 九名
生産部長 一名

(各支部毎に栗及ブドウ其の他の部長若干名)

本部会計 一名

第八条 役員の任期は二年とし組合員の推せんにより再選を妨げない。

第九条 この組合は第七条の役員会を以つて総会にかわる事業を遂行し毎年一回以上開くものとする。但し必要ある場合に於ては組合員による総会を開くことができるものとする。

第十条 この組合の会計は各支部毎の独立精算制とし、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

附記 この規約は昭和三十七年会計年度より実施するものとする。

大津果樹組合役員名簿

組合長 坂本 篤美

副組合長 西本 寅利

支部長

大津支部 支部長 東 弥直

栗 生産部長 大塚 栄

ブドウ 〃 田村 正治

みかん 〃 大塚 寅喜

陣内支部 支部長 岡本 定勝

栗 生産部長 合志 真一

ブドウ 〃 福本 衛

錦野支部 支部長 坂本 立身

栗 生産部長 立石 亨

梅 〃 江藤 清

瀬田支部 支部長 木村 一郎

栗 生産部長 坂田 正人

平真城支部 支部長 吉良 武夫



導入家畜の成績はまず順調

県下でもその例を見ない大津町の利子補給による乳牛、豚、和牛の導入は各農協ともまず順調にすゝみ経済課では各地区に出張二月中にこの導入家畜の展示会を行いました。導入された家畜は町の畜産奨励の掛け声に応えて何れも見事な管理ふりて経済課でもはく／＼の体でした。早くも立派な仔牛を産んでいる和牛もあり、或は乳を出して町の建設に寄與している乳牛も多く、これを手塩に



かけるお百姓さんでも大変な熱の入れ方です。町当局の劃期的な事業だけにこれらの家畜の町の建設にかなでる役割は大きく期待されるものがあります。

栗 生産部長 古 庄 修 二
ブドウ 〃 宇 野 春 二
柿 〃 合 志 辰 美
吹田支部 支部長 大田黒 賢 雄
栗 生産部長 大田黒 賢 雄
ブドウ 〃 西 本 輝 敏
リンゴ 〃 今 村 幹 雄
矢護川支部 支部長 田 上 左 也
ブドウ 生産部長 大 村 光 雄

護川支部 支部長 田 代 清 人
栗 生産部長 杉 水 弘
栗 〃 永 田 直 弘
ブドウ 〃 小 西 敬 訓
柿 〃 田 代 敏 行
みかん 〃 村 山 繁 美
会 計 大田黒 春 雄

三月一ぱいは……

……交通止めです

御願所橋は修理中

矢護川から御願所に通ずる途中に架してある御願所橋はこの頃老朽化したので役場土木課ではさきほどからの橋の架け替を行っています。従って三月一ぱいはこの橋は交通止めになりますので御注意下さい。

中林要氏の篤志

一、金 四千元也

右は母堂中林アイ殿のご逝去に当り香典返しとして御台忠蔵氏より社会福祉事業に寄贈せられました。

昭和二十七年二月二十七日

大津町社会福祉協議会

合志村との交換青年学級

大津町連合青年団は町内十ヶ所で青年学級を行つていますが他町村の青年学級との交換学級を行いたいと二月二十八日町内の青年学級生のうちから希望者八十余名を募り合志村青年学級との交換学級を行いました。

この日町の青年学級生八十余名は午前八時二十分までに座交中央停留所に集合、一台のバスに乗りつて同八時三十分出発、合志村では先ず同村の女青年学級の洋裁、和

裁、編もの講習ふりを

見学、続いて同村男

学級生との懇談会に入

り、両町村の青年学級の良いところ悪いところ或は共通

した悩みなどを話合つて大変有意義な交換学級を終つた

それより大津青年学級生は更に黒石原の種畜場や九州農

事試験場を見学して夕刻それ／＼家路に就いた。



サイロ新設を

急いで下さい

大津町は昭和三十六年度に於て畜産奨励の一つとしてサイロ作りを奨めて居りその新設者に対し助成金を出す様子算計上致しこの程確認調査を行つて居りますが規格外のものやサイロとして供せられない粗末なものが多い様でこの様なものはサイロとして認められなく又助成金も出さない事になつて居ります又現在作つて居ない方は三月十日迄に完成して下さい。それ以後は本年度該当していても認めませんので申添えて居ます。

サイロはブロック製かセメント製でセメント製は直経四尺で厚一〇センチ以上、深サ四尺以上であります。その他の井戸等のわくに使用する様なセメント製はサイロと云ふ規格に合致しませんのでこれも認めません。以上の点で該当者は早目に作りましょう。

乳牛、豚の品評会

畜産ブームに乗つて大津町内では、乳牛、豚などの成長株が大変増加して来ましたが夜場経済課ではこれ等乳牛、豚の管理について各部落の要請に応じそれ／＼指導を行つていますが、これが徹底をはかるため三月下旬頃乳牛、豚の管理品評会を舉行することに成りました。品評会の期日は未だ確定しませんが、決定次第お知らせいたしますが各飼育者は管理等に遺憾のないよう準備して下さい。

緑の羽根募金に

御協力下さい

緑の羽根募金はなぜ必要でしょうか……これは水源涵養、水害防止、都市公園の緑化などの公共的植樹に就き、国土の緑化を推進することを目的として昭和二十五年中央組織に関連した国土緑化振興本県推進委員会が組織されました。その後この目的を更に強化推進するため例年県民全体の協力を得て緑の羽根募金のはじまり経済振興、文化日本の再建に寄与して来ましたが、今年も近く募金のはじまります。何分よろしく御協力下さい。